

第 2 章 環 境 行 政

第 1 節 環境の保全

1 環境基本法

(1) 概要

我が国では、かつて経済の高度成長期において、環境汚染や自然破壊が大きな社会問題となりましたが、昭和 42 年の公害対策基本法の制定や昭和 47 年の自然環境保全法の制定等による対策の推進及び国民や企業の努力によって、激甚な公害の克服や優れた自然環境の保全に相当な成果を収めてきました。

しかし、その後の経済発展の中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が定着するとともに、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁、廃棄物の増大、開発等による身近な自然の減少などの環境問題に加え、地球温暖化やオゾン層の破壊、野生生物種の減少など地球的規模で対応すべき環境問題も生じています。

このようなことから、今日の環境問題に適切に対処し、社会経済活動や国民の生活様式の在り方を含め、社会全体を環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものに変えていくことが必要となり、環境保全に関する各般の施策を総合的・計画的に進めていく法的枠組みとして、環境基本法が平成 5 年 11 月に公布されました。

また、環境基本法に基づき、環境政策の長期的な目標を示し、21 世紀初頭までの国の施策と地方公共団体、事業者、国民などに期待される取り組みを明らかにした環境基本計画が平成 6 年 12 月（平成 24 年 4 月見直し）に閣議決定されました。

(2) 環境基本法の構造

目的	<ul style="list-style-type: none"> ●現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保 ●人類の福祉に貢献 			
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ●環境の恵沢の享受と継承等 <p>認識 ○健全で恵み豊かな環境の維持は人間の健康で文化的な生活に不可欠</p> <p>○生態系の微妙な均衡により成立する人類存続の基盤である有限な環境が環境負荷により損なわれるおそれ</p> <p>政策 ○現在及び将来の人間が環境の恵沢を享受</p> <p>○人類存続の基盤である環境を将来にわたり維持</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会への構築等 <p>政策 ○持続可能な社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公平な役割分担の下、環境負荷低減等の環境保全行動の自主的積極の実施 ・健全で恵み豊かな環境の維持 ・環境負荷の少ない持続可能な発展 <p>○科学的知見の充実のもと、環境保全上の支障を未然に防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国際的協調による地球環境保全の積極的推進 <p>認識 ○人類共通の課題</p> <p>国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題</p> <p>○我が国の経済社会の国際的で密接な相互依存関係</p> <p>政策 ○我が国の能力を生かし、国際的地位に応じ、国際協調の下に積極的推進</p>	
責務	<ul style="list-style-type: none"> ●国 <p>基本的・総合的な施¹</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体 <p>地域の自然的・社会的条件に応じた施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者 <p>事業活動に伴う公害防²、自然環境保全等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国民 <p>日常生活に伴う環境負荷の低減等</p>
基本的施策	<p>< 施策の指針 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種の施策相互の有機的連携の確保 ●環境の自然的構成要素(大気・水・土壌等)の良好な状態での保持 ●生物多様性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・生態系の多様性の確保³ ・野生生物の種の保存⁴ ●多様な自然環境の体系的保全 <ul style="list-style-type: none"> ・農林・農地・水辺等 ●総合的・計画的実施 ・人の健康の保護 ・生活環境の保全 ・自然環境の適正な保全 ●人と自然との豊かな触れ合いの確保 <p>< 施策のプログラム ></p> <p>(横断的施策) ●環境基本計画 ●環境基準 ●公害防止計画</p> <p>(国の施策) ●施策策定等に当たっての配慮 ●環境影響評価 ●規制措置 ●経済的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設整備等の事業の推進 ●環境負荷低減に資する製品等の利用促進 ●環境教育・環境学習 ●民間の自発的活動の促進 ●情報の提供 ●調査の実施 ●監視等の体制整備 ●科学技術の振興 ●紛争処理、被害救済 <p>(地球環境保全等に関する国際協力等) ●国際協力等 ●監視・観測等 ●地方公共団体・民間団体等による活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境配慮等 <p>(地方公共団体の施策)</p> <p>(費用負担及び財政措置等) ●原因者負担等 ●地方公共団体に対する財政措置等</p> <p>(その他) ●環境の日 ●国及び地方公共団体の協力 ●環境審議会</p>			

2 鹿児島市環境基本条例

本市の環境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継いでいくことができるように、本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するための拠りどころとなる条例として、平成 16 年 3 月 23 日に公布し、同年 4 月 1 日に施行しました。

この条例は、市、事業者及び市民が共通に認識すべき考え方を基本理念として定め、各主体の責務を明らかにするとともに、本市の環境施策の基本となる事項を定めています。

また、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定することを定めています。

(1) 環境の保全及び創造の基本理念

ア 現在の環境が先人から受け継いだものであり、将来の世代へ引き継いでいかなければならないことを認識して、市民の健康で文化的な生活の基盤となる健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、将来にわたって維持していくことができるように行われなければならない。

イ 環境が有限であること及び人間が生態系の一部として存在し自然から多くの恵みを受けていることを認識して、環境への負荷ができる限り低減され、人と自然とが共生できる循環と共生を基調にした環境にやさしい持続可能な社会を構築することができるように行われなければならない。

ウ 地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動や日常生活において、自主的かつ積極的に行われなければならない。

エ 環境問題を自らの問題として認識して、すべての者の公平な役割分担の下に、相互に協力し、かつ連携して行われなければならない。

(2) 第二次鹿児島市環境基本計画

市・市民・事業者・市民活動団体が相互に連携し、それぞれの役割のもとで、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の構築を柱とした環境にやさしい持続可能なまちづくりを推進するとともに、環境と経済を一体的に捉えた環境政策を推進するため、「第二次鹿児島市環境基本計画」を平成 24 年 3 月に策定しました。

ア 計画の位置づけ

「鹿児島市環境基本条例」に基づき策定するもので、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向その他必要な事項について定めたものです。

イ 計画の期間

計画の期間は、平成 24 年度（2012 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 10 年間です。

ウ 市・市民・事業者・市民活動団体の基本的役割

■市の役割

良好な環境を保全・創出し、次の世代に引き継ぐため、施策を体系的・総合的に推進し、各主体の環境に配慮した行動を促進します。

また、自らが率先して、事務事業に伴う環境への負荷の低減に努め、広域的な取組が必要な課題については、国や県、近隣自治体と協力・連携して対応します。

■事業者の役割

環境にやさしいビジネススタイルの定着を図るとともに、環境負荷の少ない製品等の普及を推進します。

また、市が実施する施策への協力や、地域の環境保全活動等に参加することにより、地域の良い環境づくりに貢献します。

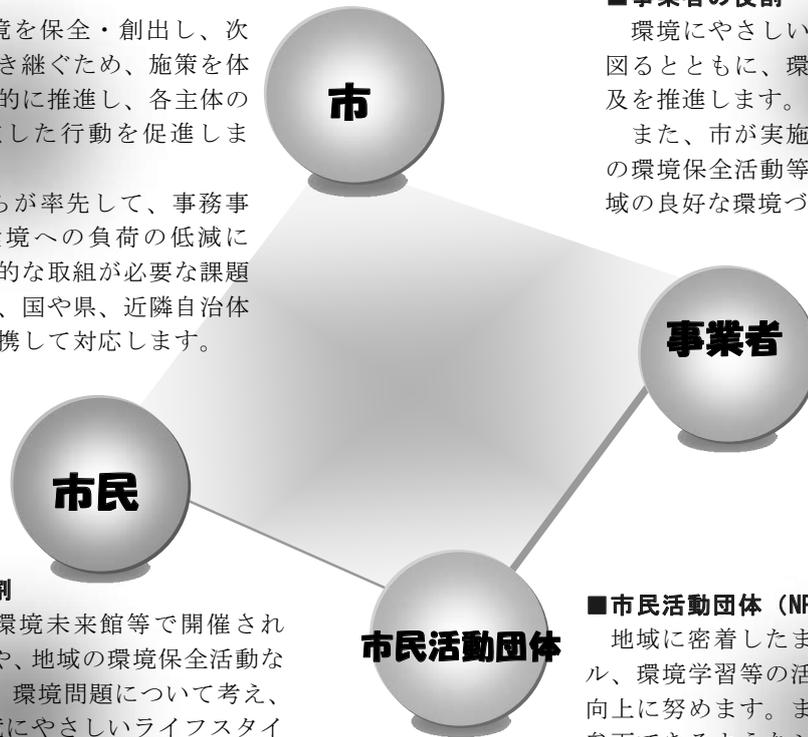
■市民の役割

かごしま環境未来館等で開催される環境学習や、地域の環境保全活動などを通じて、環境問題について考え、理解し、環境にやさしいライフスタイルの定着を図ります。

できることから行動し、市・事業者・市民活動団体と協働しながら、積極的に環境に配慮した行動を実践します。

■市民活動団体（NPO、町内会等）の役割

地域に密着したまち美化、緑化、リサイクル、環境学習等の活動を通じて、地域環境の向上に努めます。また、市民が気軽に活動へ参画できるようなシステムづくりや、情報の提供、活動機会をできるだけ増やしていくように努め、市・市民・事業者と協働して環境保全に取り組みます。



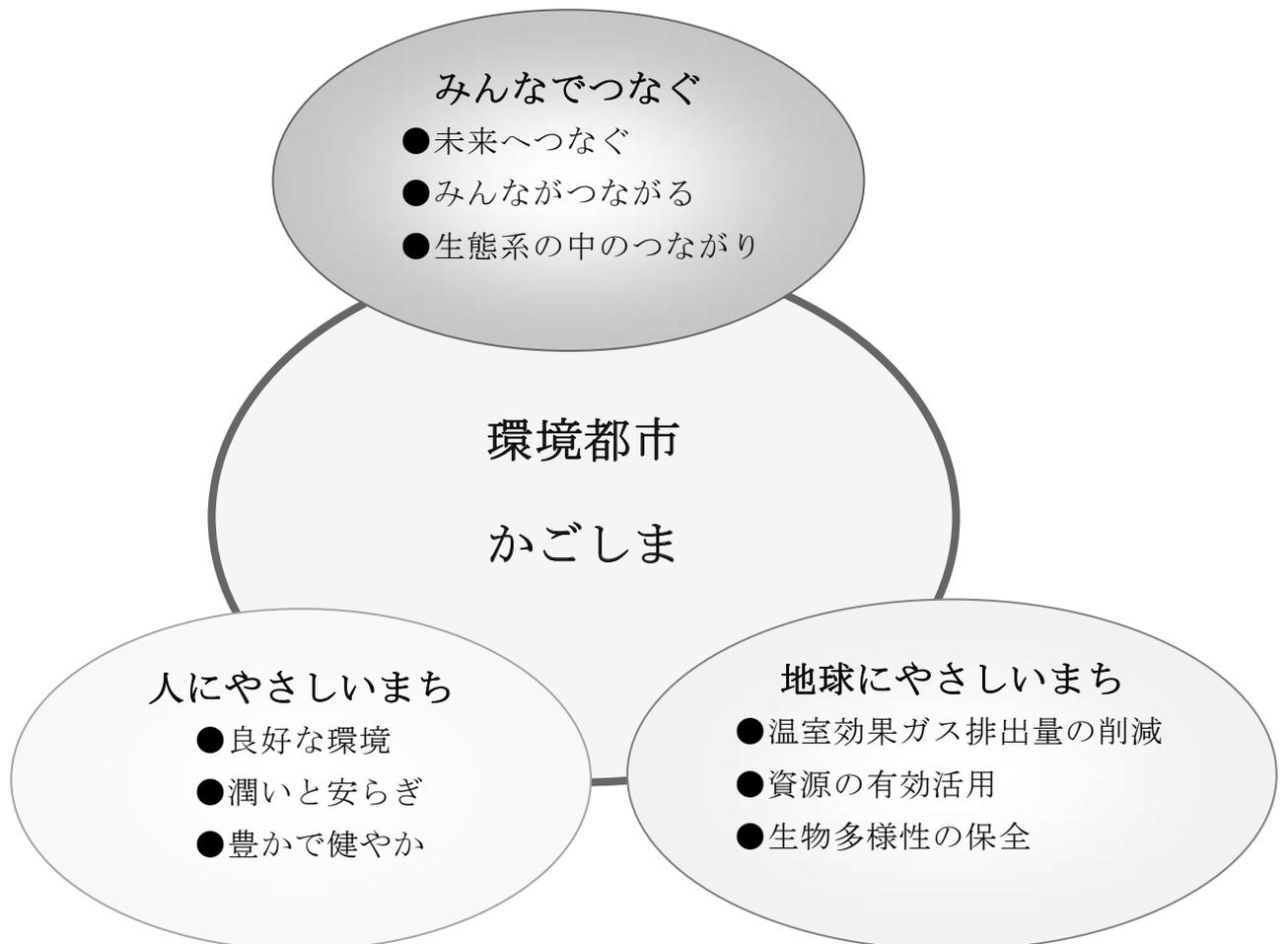
エ 計画でめざすもの

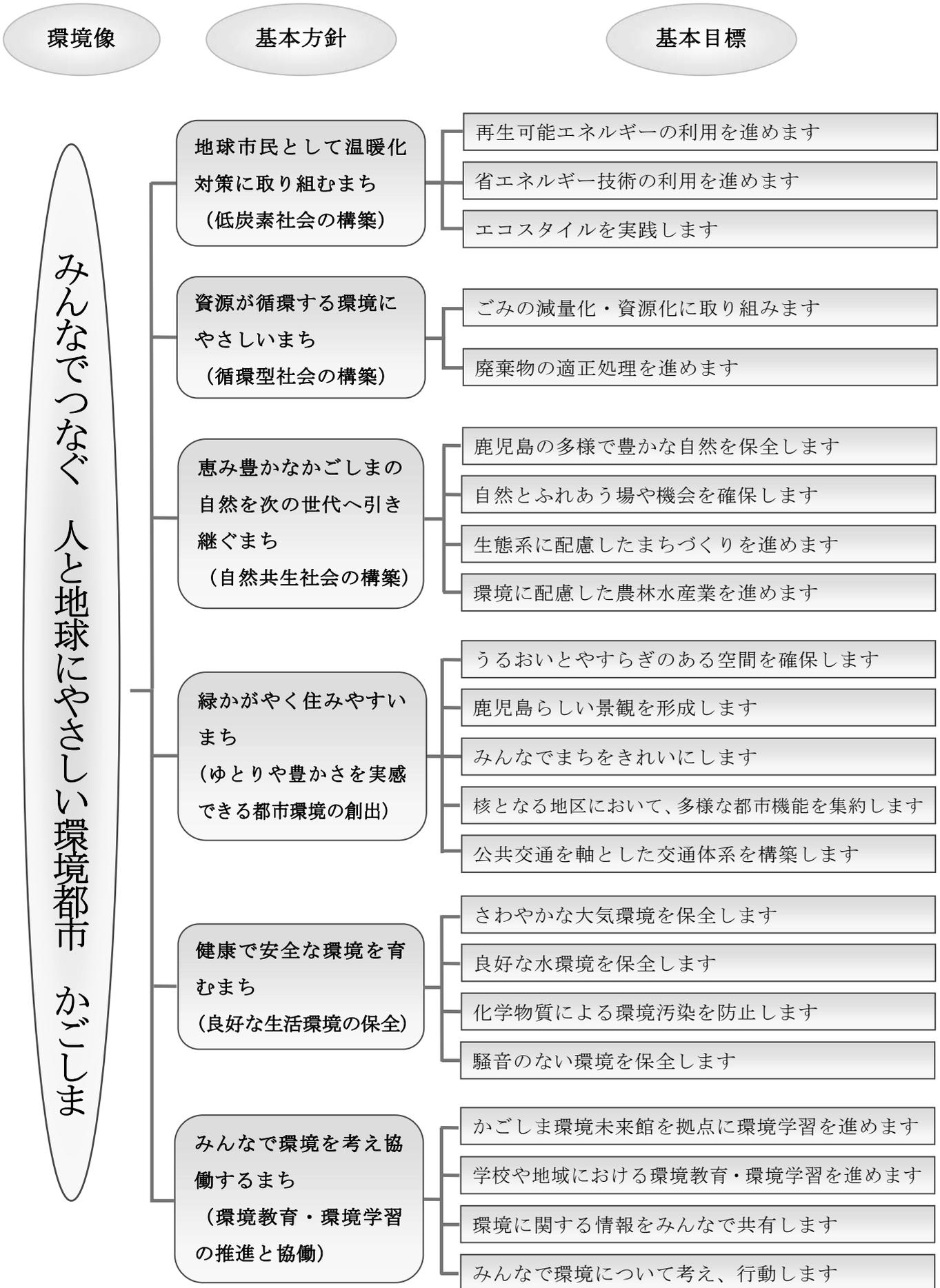
平成 20 年 10 月に行った「かごしま環境都市宣言」の理念を踏まえ、本市の環境の現状と課題、市民ニーズ等を勘案して、「望ましい環境像」を次のとおり決めました。

「望ましい環境像」とは、市・市民・事業者・市民活動団体に共通する長期的な目標として将来の本市のあるべき環境の姿を示したものです。

望ましい環境像

みんなであつなぐ 人と地球にやさしい環境都市 かごしま





カ 重点プロジェクト

望ましい環境像の実現に向けて方向づけた施策の展開のうち、本市の地域特性や課題などを踏まえ、重点的かつ計画的な展開を図っていく必要がある重点プロジェクトを推進します。

1. 再生可能エネルギーの利用推進

太陽光などを活用した再生可能エネルギーの利用を推進し、カーボンオフセット制度等と連携した新たな施策を検討します。

2. バイオガスプロジェクトの推進

生ごみ等を活用したバイオガスプロジェクトを推進し、資源循環型社会システムの構築を目指します。

3. EV普及によるまちづくりの推進

EV（電気自動車）普及によるまちづくりを進め、本市の温室効果ガス排出量の約42%を占める運輸部門の削減対策を推進します。

4. 生物多様性の保全

「生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性を保全することにより、健全で恵み豊かな自然環境を次の世代に継承します。

5. 環境保全活動のネットワークの構築

「かごしま環境未来館」を中心として、市民・事業者・市民活動団体など、さまざまな活動主体ネットワークを構築し、協働・連携しながら環境保全活動を推進します。

(3) 鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン

中長期的な視点に立ち、温室効果ガスの削減を目指す具体的行動プランとして、「鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン」を平成24年3月に策定しました。

ア 計画の位置づけ

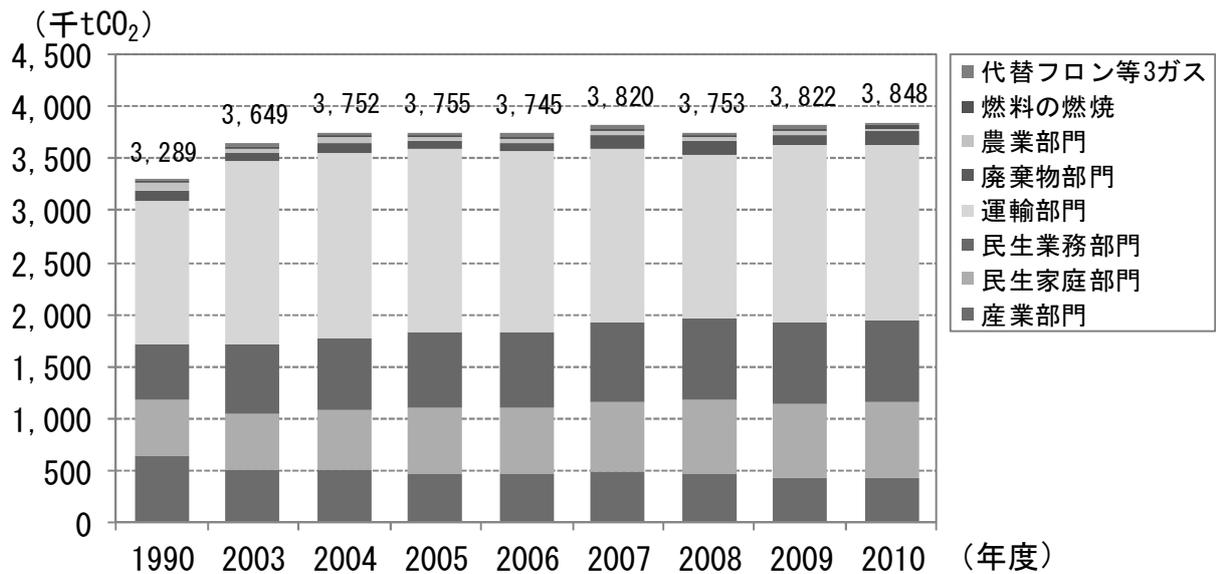
「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画」であるとともに、「第二次鹿児島市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策に関する施策を体系的に取りまとめた実行計画として位置づけています。

イ 計画の期間

計画の期間は、2012（平成24）年度から2021（平成33）年度までの10年間です。

ウ 温室効果ガス排出量

- 2010（平成22）年度における本市の温室効果ガス総排出量をCO₂換算でみると、1990（平成2）年度比で17.0%増加しています。
- 部門別でみると、温室効果ガス総排出量のうち、運輸部門が最も多く44.2%、次いで民生業務部門が20.5%、民生家庭部門が18.7%、産業部門が11.1%となっており、この4部門で全体の94.5%を占めています。



<本市の温室効果ガス排出量の推移>

エ 温室効果ガス総排出量の削減目標

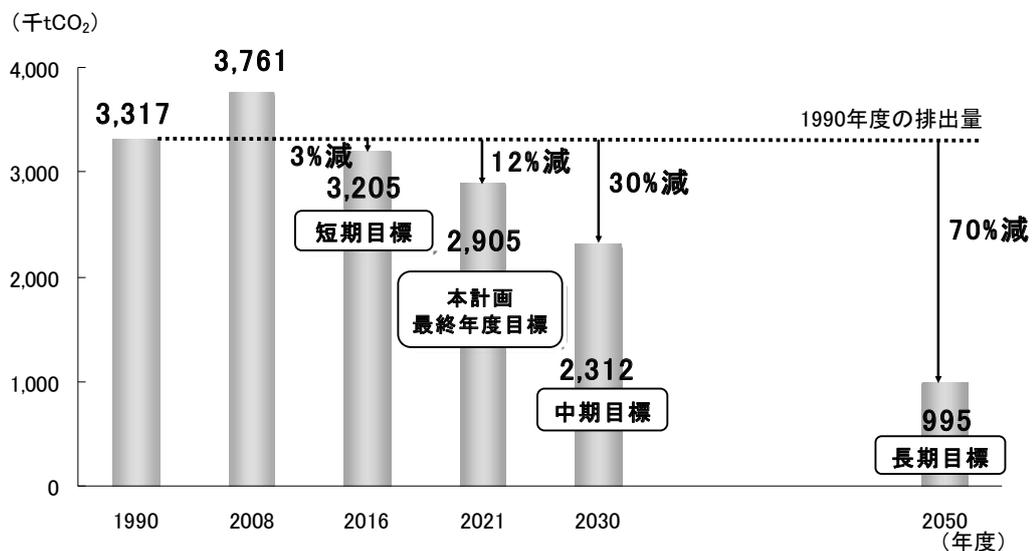
温室効果ガス総排出量の削減目標（1990年度比）

短期目標の2016(平成28)年度には、－3%

本計画の最終年度目標の2021(平成33)年度には、－12%

中期目標の2030(平成42)年度には、－30%

長期目標の2050(平成62)年度には、－70%



<温室効果ガス総排出量の削減目標>

3 鹿児島市環境保全条例

鹿児島市環境基本条例の基本理念にのっとり、事業活動及び日常生活に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成16年3月23日に公布し、同年4月1日に施行しました。

(1) 条例の特徴

ア 事業者の環境への負荷低減のための自主的取り組みの促進

事業者が環境への負荷を低減するための自主的取り組みを促進するため、環境管理を適正に行っている事業所を環境管理事業所として認定し、環境に配慮した活動を行っている事業所として公表する制度を設けました。

イ 地球環境問題や化学物質問題に対応

地球温暖化防止やオゾン層保護、化学物質対策を推進するための事業者・市民の役割を規定するとともに、事業者が自主的に取り組むための制度を設けました。

(ア) 二酸化炭素の排出抑制

地球温暖化を防止するため、一定規模以上の事業所に対しては、二酸化炭素排出量の把握や報告を義務づけています。

(イ) 環境対応車の使用促進

環境対応車を普及させるため、市自ら率先して購入するとともに、市民・事業者の購入・使用を促進するための施策を推進します。

(ウ) 自然エネルギー利用の促進

自然エネルギー利用を促進するため、市自ら率先して導入に努めるとともに、市民・事業者への導入を促進するための施策を計画的に推進します。

(エ) オゾン層を破壊する物質の排出抑制

オゾン層の保護を図るため、オゾン層を破壊する物質の排出抑制に関する市・市民・事業者の努力義務を規定しています。

(オ) 化学物質対策の促進

化学物質による環境汚染を防止するため、化学物質を取り扱う事業者には化学物質の使用・処分・廃棄に係る自主的な適正管理の促進を図ります。

ウ 要綱等の条例化

要綱や要領に基づき実施している行政指導について、実効性や手続の透明性を高めるため条例化しました。

(ア) 事前協議

建築確認申請に伴う公害防止事前協議実施要領の内容を条例化しました。

(イ) 未規制事業所の指導、生活排水対策の促進

生活排水等対策推進要綱の内容を条例化しました。

(ウ) 特定施設の届出

環境への負荷の低減のため、条例で定めた特定施設を有する事業場には届出と条例で定められた基準の遵守が求められます（資一環一）。

(2) 化学物質対策の促進

化学物質による環境汚染を防止するため、化学物質を取り扱う事業者が化学物質の適正管理等を義務づけています。

ア 化学物質適正管理指針

市長は、化学物質を取り扱う事業者が化学物質を適正に管理するための指針を定めています。

イ 化学物質の適正管理

化学物質を取り扱う事業者は、指針に基づき、化学物質の取扱いに関する状況を常に把握するとともに、化学物質の適正管理に努めなければなりません。

ウ 特定化学物質の管理状況の説明

特定化学物質取扱事業者は、周辺の住民から要請があったときは、特定化学物質の管理状況の内容を説明するよう努めなければなりません。

(3) 環境管理の導入促進

事業所への環境管理の導入を促進するため、環境管理を適正に実施している事業所を環境管理事業所として認定し、事業所名等を公表するとともに、優遇措置を設けています。

平成 25 年度末現在、464 事業所を環境管理事業所として認定しています。

ア 環境管理指針

市長は、事業者が環境に関する方針の策定、目標の設定及び計画の作成、その実施、体制の整備並びにこれらの監査を適正に実施するための指針を定めています。

イ 環境管理事業所の認定

環境管理指針に基づき適正に環境管理を実施している事業所を環境管理事業所として認定し、条例に基づく届出や報告の一部を免除するなどの優遇措置を設けるとともに、環境に配慮した事業活動を実施している事業所として公表します。

ウ 報告

環境管理事業所は、前年度における環境管理の実施状況を市長に報告しなければなりません。

(4) 二酸化炭素の排出抑制

地球温暖化を防止するため、一定規模以上の事業者が排出抑制対策を適正に行うことを義務づけました。

ア 二酸化炭素排出抑制対策指針

市長は、二酸化炭素排出抑制対象事業者が二酸化炭素の排出を抑制するための対策を適正に行うための指針を定めています。

イ 排出抑制対策の実施

二酸化炭素排出抑制対象事業者は、指針に基づき、排出抑制対策を体系的かつ計画的に実施しなければなりません。

ウ 報告

二酸化炭素排出抑制対象事業者は、毎年7月末日までに、前年度に実施した排出抑制対策の結果を市長に報告しなければなりません。

(5) 自動車使用に伴う環境への負荷の低減

地球温暖化や騒音の防止を図るため、自動車の効果的な使用、環境対応車の使用促進及びアイドリングストップを推進することを規定しました。

アイドリングストップの推進

- (ア) 自動車を運転する者が駐車をする場合には、緊急時又は工事等のやむを得ない事情があると認められる場合を除き、アイドリングストップを行わなければなりません。
- (イ) 自動車を事業の用に供する者は、その管理する自動車の運転者がアイドリングストップを遵守するよう適切な措置を講じなければなりません。
- (ウ) 駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の駐車場の設置者又は管理者は、駐車場の利用者に対して看板や書面などにより、アイドリングストップを行うよう周知する措置を講じなければなりません。

4 関係法令

(1) 大気汚染防止法

事業活動に伴って発生するばい煙の排出等を規制し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどにより、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的として、昭和 43 年 6 月 10 日に公布され、同年 12 月 1 日に施行されました。本市は昭和 46 年 10 月 1 日から事業場について事務委任されました。ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設を設置する事業者は、事前届出と規制基準に基づく排出の制限等が義務づけられています。

自動車排出ガスによる大気汚染防止対策として、環境大臣が自動車排出ガスの量の許容限度を定め、国土交通大臣はこの許容限度を考慮して排出ガス規制値を定めなければなりません。

(2) 水質汚濁防止法

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制することなどにより、公共用水域の水質の汚濁防止を図り、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的として、昭和 45 年 12 月 25 日に公布され、翌年 6 月 24 日に施行されました。本市は昭和 49 年 5 月に事務委任されました。公共用水域に汚水を排出する特定施設を設置する事業者は、事前届出と規制基準に基づく排出の制限等が義務づけられています。

平成 24 年 6 月の法改正では、有害物質を貯蔵する施設（有害物質貯蔵指定施設）が新たに届出対象となったほか、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設備について、有害物質の地下浸透を未然防止するための構造基準の適用と、定期点検の実施が義務づけられました。

また、生活排水対策については、平成 2 年 6 月に行政・国民の責務が明記される等、生活排水対策の推進にかかる制度的枠組みが整備されています。

(3) 騒音規制法

工場及び事業場における事業活動及び建設工事に伴って発生する騒音について規制し、並びに自動車騒音に係る許容限度を定めるなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として、昭和 43 年 6 月 10 日に公布され、同年 12 月 11 日に施行されました。

本市では、規制地域の指定及び規制基準が昭和 45 年 6 月 1 日に施行されました。

規制地域内で騒音を発生する特定施設を工場及び事業場に設置する事業者は、事前届出と規制基準の遵守等が義務づけられています。

また、自動車騒音の防止を図るため、環境大臣が自動車騒音の大きさの許容限度を定め、国土交通大臣はこの許容限度が確保されるよう考慮しなければなりません。

(4) 振動規制法

工場及び事業場における事業活動及び建設工事に伴って発生する振動について規制することなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として、昭和51年6月10日に公布され、同年12月1日に施行されました。

本市では、規制地域の指定及び規制基準が昭和53年11月1日に施行されました。

規制地域内で振動を発生する特定施設を工場及び事業場に設置する事業者は、事前届出と規制基準の遵守等が義務づけられています。

(5) 悪臭防止法

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として昭和46年6月1日に公布され、翌年5月31日から施行されました。本市では、規制地域及び規制基準が昭和54年10月5日に施行されました。

規制地域内に工場及び事業場を設置する事業者は、規制基準を遵守しなければなりません。

(6) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることからダイオキシン類による環境の汚染を防止するため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準や必要な規制等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的に、平成11年7月16日に公布され、平成12年1月15日に施行されました。

(7) 土壌汚染対策法

土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的に、平成14年5月29日に公布され、平成15年2月15日に施行されました。

対象となる物質は、鉛など重金属類とトリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物など25物質です。

また、平成22年4月に法律の一部改正が施行され、一定規模以上の土地の形質変更の届出制度や、汚染土壌処理業の許可制度の新設等が行われています。

(8) 鹿児島県公害防止条例

県民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害防止がきわめて重要であることにかんがみ、事業者、県及び市町村の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止に関する施策の基本となる事項その他の公害の防止に関し必要な事項を定め、公害対策の総合的推進を図り、もって県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的として、昭和46年10月15日に公布され、翌年4月14日に施行されました。

(9) 自然公園法

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、昭和32年6月に公布されました。また、平成21年の改正により、生物の多様性の確保に寄与することが法の目的に追加されました。自然公園には国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園があり、本市では、桜島地区と吉野地区が霧島錦江湾国立公園の一部に指定されています。

本市では許可申請書等の受理及び県知事への通達に係る事務が権限委譲されています。

(10) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的として、平成15年4月に施行されました。

本市では、平成12年度から鳥獣（愛がん目的）の捕獲許可等に係る事務の一部が権限移譲されています。

(11) 環境影響評価法・鹿児島県環境影響評価条例

環境影響評価とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に事業者自らが事業の実施による環境への影響について、調査、予測、評価を行うとともに、その方法及び結果について、住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全に適正に配慮するための制度です。

国では、従来閣議決定に基づく環境影響評価実施要綱を充実強化した環境影響評価法を制定し、平成11年6月から施行しました。

県は、平成3年4月から鹿児島県環境影響評価要綱に基づき、環境影響評価の適切かつ円滑な実施に努めてきましたが、法との整合性を図るとともに、鹿児島県の特性を勘案した鹿児島県環境影響評価条例を平成12年3月に制定し、平成12年10月1日から施行されました。

(12) 地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす問題であり、地球温暖化の防止に自主的かつ積極的に取り組むことが、人類共通の課題となっています。

このようなことから、地球温暖化対策の推進に関する国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、また、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的に、平成 10 年 10 月に公布され、平成 11 年 4 月に施行されました。

法では、国、都道府県及び市町村の義務として、自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画を策定し公表するとともに、その実施状況についても公表することが求められています。

(13) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律[改正法]

(環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律[旧法])

いわゆる環境教育推進法（旧法）は、国連の「持続可能な開発のための教育の 10 年」に対応する必要性などから、国民一人ひとりの環境保全に対する意識や意欲を高め、持続可能な社会づくりにつなげていくことを目的として、平成 15 年 7 月に公布され、平成 15 年 10 月に施行されました。

しかしながら、環境を軸とした成長を進めるうえで、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要となっていることなどから、平成 23 年 6 月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」と改正されました。この改正により、法の目的として協働による取り組みの推進、基本理念として生命を尊ぶことや循環型社会の形成などが追加されました。

また、学校教育における環境教育の充実や、環境行政への民間団体の参加と協働を推進するための規定が整備されました。「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」は平成 24 年 10 月 1 日に全面施行されました。

(14) 生物多様性基本法

生物多様性基本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としています。平成 20 年 5 月に成立し、同年 6 月に施行されました。

本基本法では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき 13 の基本的施策など、わが国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示されました。

また、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町

村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定されています。

5 かがしま環境都市宣言

本市では、恵み豊かな環境を保全、創造し、次の世代に引き継いでいくため、市民みんなで力を合わせて、環境にやさしい持続可能なまち“かがしま”を築いていく「かがしま環境都市宣言」を、平成20年10月10日に行いました。

「私たちのまち“かがしま”は、桜島、錦江湾、甲突川など、豊かな自然と調和した、世界に誇れる美しいまちです。

私たちは、この恵まれた自然の中で、先人が育んできた歴史や文化を大事に受け継ぎながら、暮らしています。

その一方で、今日の便利で快適な生活は、私たちの愛してやまない“かがしま”に、そして、かけがえのない地球に、深刻な影響を与えています。

いまこそ私たちは、地球と共に生きていることを深く認識し、この大切な地球の環境を、郷土“かがしま”の環境を、私たち自身で守り、より良いものにしていかなければなりません。

そして、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

ここに、すべての市民は、共に力を合わせて、環境にやさしい持続可能なまち“かがしま”を築いていくことを宣言します。 」

第 2 節 組織・予算等

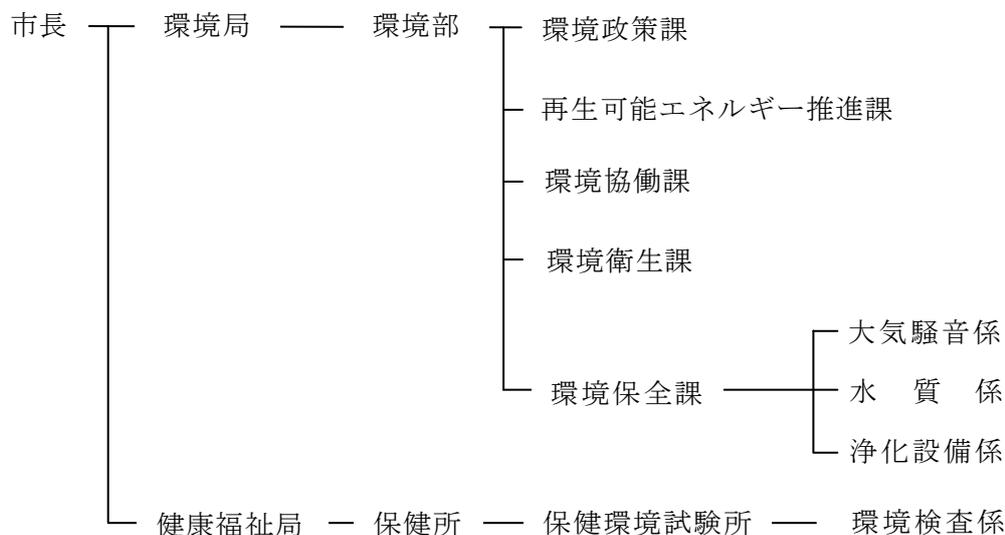
1 組織機構（「鹿児島市の環境」に関連する組織）

(1) 行政機構

昭和 43 年に公害行政を所管する市民安全課が設置され、その後業務の拡大に応じて組織も整備され、昭和 51 年 8 月に環境局公害衛生部公害対策課となり、平成 4 年 4 月からは自然保護の業務も統合した環境保全部環境保全課となりました。平成 12 年 4 月からは、地球温暖化問題等の広範な環境問題を総括し、環境政策に係る企画や全庁的な環境関連施策の総合調整を行うために、環境総務課を新設し環境部に名称変更しました。

また、平成 18 年 4 月からは、市全体の環境施策を全庁的立場に立って総合的に調整し、循環と共生を基調にした環境文化都市の実現に向けた取り組みを積極的に展開するために環境政策課を新設しました。また、環境保全課試験検査係は健康福祉局保健所保健環境試験所環境検査係となりました。平成 22 年度には浄化設備係が新たに環境保全課へ組織替えとなりました。

平成 25 年度には、本市が主体となって再生可能エネルギーの導入をさらに積極的に進めるため、再生可能エネルギー推進課を新設しました。



(2) 事務分掌（抜粋）

環境保全課

大気騒音係（事務 3 人 技師 3 人）

- ① 公害防止に係る総合的対策の企画、連絡調整及び啓発に関すること。
- ② 大気汚染、悪臭に係る公害の調査及び公害防止の指導並びに規制に関すること。
- ③ 騒音、振動等に係る公害の調査及び公害防止の指導並びに規制に関すること。

- ④ 大気騒音等の公害に関する苦情の処理及び防止思想の普及に関すること。

水質係（事務 1 人 技師 5 人）

- ① 水質汚濁、有害物質に係る公害の調査及び公害防止の指導並びに規制に関すること。
- ② 水質汚濁等の公害に関する苦情の処理及び防止思想の普及に関すること。
- ③ 自然公園法に関すること。
- ④ 生物多様性に関すること。

浄化設備係（事務 5 人 技師 2 人）

- ① 浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関すること。
- ② 浄化槽設置届出書等の審査及び受理に関すること。
- ③ 浄化槽の管理に係る指導監督に関すること。
- ④ 浄化槽の検査に関すること。
- ⑤ 浄化槽関係団体等の指導に関すること。
- ⑥ 公衆便所の設置及び管理（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(3) 自然遊歩道協力員

自然遊歩道の適正かつ効果的な利用を推進するため、自然遊歩道協力員を設置しています。自然遊歩道協力員は、自然遊歩道の巡回を毎月実施し、自然遊歩道の適正な利用を呼びかけています。

平成 26 年度は 9 人に委嘱しています。

(4) 環境審議会

本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項等について調査審議等を行うため、環境審議会が設置されています。審議会の委員は、学識経験者、市長が行う公募に応じた者などで平成 26 年度は 15 人に委嘱しています。

- ①学識経験者（8人）
- ②市長が行う公募に応じた者（3人）
- ③その他市長が必要と認める者（4人）

2 環境保全課関係予算

平成 26 年度における環境保全課関係予算は、大気保全対策事業ではダイオキシン類に係る発生源監視、環境調査業務委託料等、水質汚濁防止対策事業では環境基準監視等、自然保護事業では自然遊歩道等の維持管理などについて、次のとおり計上しています。

事業の名称	予算額 (単位：千円)	主な事業内容
大気保全対策事業	23,618	<ul style="list-style-type: none"> ・有害大気汚染物質モニタリング ・工場立入検査指導、常時監視測定等 ・悪臭防止対策
大気汚染常時監視設備整備事業	5,393	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染常時監視設備の整備
微小粒子状物質（PM2.5）対策推進事業	3,850	<ul style="list-style-type: none"> ・微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析
騒音振動防止対策事業	5,417	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音振動防止対策
水質汚濁防止対策事業	8,040	<ul style="list-style-type: none"> ・水質保全対策 ・化学物質、監視測定等 ・ダイオキシン調査
環境管理事業所認定事業	4,148	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理事業所の認定
環境管理事業所サポート事業	2,681	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理事業所の支援
環境監査事業	972	<ul style="list-style-type: none"> ・内部環境監査員の養成 ・内部環境監査の実施
学校版環境 I S O 認定事業	470	<ul style="list-style-type: none"> ・学校版環境 I S O 認定制度に基づく審査 ・情報提供等による取り組みの支援
自然保護事業	6,832	<ul style="list-style-type: none"> ・自然遊歩道等の維持管理 ・鳥獣の飼養登録、更新
生物多様性地域戦略推進事業	1,862	<ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性地域戦略」の推進
公害情報システム更新事業	4,554	<ul style="list-style-type: none"> ・公害情報システム機器更新
浄化槽関係管理・指導事業	1,097	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置届の受付、審査等 ・浄化槽工事完了検査申請の受付、審査等 ・浄化槽の維持管理指導等
浄化槽整備補助事業	202,451	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽整備補助
計	271,385	

3 関係部課

環境保全に関する行政部門は多岐にわたりますが、そのなかでも特に関係の深い部課は、次のとおりです。

(平成26年4月1日現在)

仕 事 の 内 容	部 課 名
環境施策の企画・推進に関すること	環境部 環境政策課
市民等との協働による環境施策に関すること	〃 環境協働課
地域の環境衛生に関すること	〃 環境衛生課
廃棄物に関すること	清掃部 廃棄物指導課
ごみの減量に関すること	〃 リサイクル推進課
ごみの収集・不法投棄防止に関すること	〃 清掃事務所
食品添加物等食品衛生に関すること	保健所 生活衛生課
防災、桜島火山活動に関すること	危機管理部 危機管理課
交通安全に関すること	〃 安心安全課
中小企業の公害防止に係る助成に関すること	経済振興部 経済政策課
工場の立地・移転に関すること	〃 産業支援課
農村環境整備に関すること	農林水産部 農地整備課
農薬の取り扱いに関すること	〃 生産流通課
畜産に関すること	〃 〃
バイオマスの利活用に関すること	〃 農政総務課
都市計画に関すること	都市計画部 都市計画課
開発行為・土捨場に関すること	〃 土地利用調整課
都市再開発に関すること	〃 都市景観課
緑の保全等に関すること	建設管理部 公園緑化課
河川・水路に関すること	〃 河川港湾課
建築確認・日照・電波障害等に関すること	建築部 建築指導課
市の基本計画に関すること	企画部 政策企画課
水資源に関すること	〃 政策推進課
消費生活（洗剤など）に関すること	市民文化部 消費生活センター
男女共同参画政策・男女共同参画推進懇和会に関すること	〃 男女共同参画推進課
危険物に関すること	消防局 予防課
上水道に関すること	水道局 水道部
公共下水道に関すること	〃 下水道部
学校の環境教育に関すること	教育委員会 学校教育課
地域の環境教育に関すること	〃 生涯学習課

第3節 環境保全施策・制度

1 良好な生活環境の保全

(1) さわやかな大気環境の保全

ア 現状と課題

本市では、大気汚染状況の監視・調査を経年的に実施するとともに、工場・事業場のばい煙などの排出対策、自動車排出ガス対策を推進しています。これらにより、本市の大気汚染の状況は、桜島火山ガス等の自然現象による環境基準の非達成項目があるものの、概ね良好な状況です。ベンゼン等の有害大気汚染物質についても、すべて環境基準を達成しています。

今後も、環境基準の達成・維持に向けての常時監視を行うとともに、工場などに対する規制・指導の強化など、固定発生源対策を推進していくことが必要です。また、光化学オキシダントの濃度上昇など新たに発生している広域的な環境問題への対応も必要です。

イ 市の取組

(ア) 大気の状態の監視・調査

市内の一般大気環境の測定局において、大気汚染物質を測定し、大気汚染状況を監視します。また、光化学オキシダントなどに関する情報収集等を行います。

(イ) 工場・事業場のばい煙などの排出対策の推進

工場・事業場への排出規制や燃料切り替え等に対する指導を行います。

(ウ) 悪臭防止対策の推進

悪臭発生源に対する指導・監視を行い、悪臭防止対策を推進します。

(エ) エコドライブの普及促進

アイドリングストップ等のエコドライブを普及促進します。

(2) 良好な水環境の保全

ア 現状と課題

本市では、環境基準や本市独自の水質保全目標の達成状況を把握するため、河川水質状況の監視・調査を実施するとともに、工場・事業場の排水対策や生活排水対策、地下水保全対策、水の有効利用を推進しています。これらにより、河川の水質保全目標を概ね達成しています。また、地下水環境については、年々節水が進んだことから、地盤沈下などの地下水障害はスポット的には見られるものの、全体的には進行しておらず、良好な状態が保たれています。

今後も、河川・地下水などの常時監視・調査や工場・事業場の指導、かん養機能の向上など総合的な水質保全対策を継続して推進していくことが必要です。錦江湾の水質保

全対策については、県や関係機関との連携を強化し、富栄養化対策等を推進していくことが必要です。

イ 市の取組

(ア) 河川の水質状況の監視・調査

水質汚濁防止対策事業により、公共用水域等の監視・調査を行います。また、新たな環境基準の設定や規制強化に対応した監視体制の整備を推進します。

(イ) 工場・事業場の排水対策の推進

水質汚濁防止法に基づく工場・事業場への排出監視を行うとともに、未規制事業所についても排水対策の指導を行います。

(ウ) 生活排水対策の推進

公共下水道の事業計画区域以外及び地域下水道処理区域外の地区においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。

(エ) 快適な水辺の確保と河川保全対策の推進

河川汚濁事故の未然防止対策、河川汚濁事故処理対策など河川の保全対策を推進します。

(オ) 地下水の保全対策の推進

地下水の状況を把握し、適正利用に関する指導、水源かん養地の保全、雨水浸透施設の整備により地下水を保全します。

(カ) 錦江湾の水質保全対策の推進

錦江湾の富栄養化防止に関する調査を実施し、鹿児島湾水質保全推進協議会の加盟団体と連携して、海域の水質保全対策を推進します。

(3) 化学物質による環境汚染の防止

ア 現状と課題

本市では、大気・河川などの化学物質環境調査を行うとともに、化学物質の取り扱い等について、「鹿児島市環境保全条例」に基づき、「化学物質適正管理指針」を定め、工場・事業場の化学物質対策等を推進しています。

今後は、市民の化学物質による環境汚染に対する不安を除くため、市・市民・事業者相互のわかりやすいリスクコミュニケーションを推進することが必要です。

イ 市の取組

(ア) 大気、河川などの有害化学物質の環境調査

大気、河川、地下水、土壌について、有害化学物質の環境調査を行います。

(イ) 工場・事業場の有害化学物質対策の推進

工場・事業場の有害化学物質についての規制・指導を行うとともに、PRTR制度に基づく事業者の自主的な安全管理を促進します。

また、産業廃棄物の適正管理・処分・保管などについての指導・啓発、建築解体時におけるアスベストの飛散防止及び適正管理の推進、家庭での殺菌剤・消毒剤などの適正な使用・廃棄方法についての広報・啓発を行います。

(ウ) 有害化学物質の実態把握

PRTR 制度に基づく有害化学物質を使用する事業者に対し、届出の指導を行うとともに、実態把握を行います。

(4) 騒音のない環境の保全

ア 現状と課題

騒音のない環境は、快適で健全な生活を営むための重要な要素です。騒音の発生源は、自動車や生産活動、建設作業、生活騒音などと多岐にわたっています。

本市では、自動車騒音の状況を把握するため、毎年騒音測定を実施しており、騒音に係る環境基準は、自動車交通量の多い一部の区間を除き、昼夜ともに概ね達成しています。

今後も、引き続き騒音の調査・監視を継続し、さまざまな騒音発生源に対しての個別の対策や啓発を推進していくとともに、安らぎを与える音環境づくりにも取り組んでいく必要があります。

イ 市の取組

(ア) 騒音の環境調査・監視

自動車騒音の面的評価、環境騒音調査を行い、騒音・振動の監視を行います。

(イ) 工場・事業場等の騒音・振動対策の推進

工場・事業場や建設工事の騒音・振動に関する指導を行い、事業者の騒音・振動対策を促進します。

(ウ) 家庭・事業者への騒音防止の啓発・指導

近隣騒音防止のための啓発・指導を行います。

2 自然共生社会の構築

(1) 鹿児島島の多様で豊かな自然の保全

ア 現状と課題

本市は桜島や城山、メヒルギ群落などをはじめ豊かな自然に囲まれており、多種多様な生物が息息・生育しています。近年、喜入地区におけるアカウミガメの上陸が確認され、甲突川をはじめとする河川の水質が改善し、きれいな川にすむ生き物が観察されるようになりました。

一方、森林所有者の不在村化や林業採算性の悪化などによる森林の荒廃が続いており、

適正な森林の管理を行うことが課題となっています。

また、マングースやブルーギルなど外来種による生態系への影響、地球温暖化によるサンゴの白化、オニヒトデの発生などがみられています。

豊かな自然を守り、育てていくための取組をそれぞれの立場で行うとともに、総合的・計画的に生物多様性を保全していくことが必要です。

イ 市の取組

(ア) 生物多様性地域戦略の推進

「鹿児島市生物多様性地域戦略」を推進します。

(イ) 国立公園の保全

国や県と連携し、国立公園内の自然環境を保全します。

(ウ) 外来生物対策の推進

国や県と連携し、外来生物対策を推進します。

(2) 自然とふれあう場や機会の確保

ア 現状と課題

本市には三重岳、寺山、城山、錫山などにある自然遊歩道、健康の森公園、比志島の滝など自然とふれあう場が点在しています。これらの自然とのふれあいの場を市民に活用していただくため、「自然遊歩道イラストマップ」や「水辺環境マップ」の配布を行っています。

また、農村地域では、豊かな自然を活用したグリーン・ツーリズムが、グリーン・ツーリズム登録団体などにより行われています。

今後も、豊かな自然とふれあう場や機会を創出し、市民の豊かな心を育む場として活用していくことが必要です。

イ 市の取組

(ア) 自然公園の有効活用

霧島錦江湾国立公園については、生物多様性に配慮しながら、自然とのふれあいの場として有効に活用します。

(イ) 自然とのふれあいの場や機会の提供

自然とふれあうことができる場や機会を提供します。また、自然遊歩道の新たな開設を検討します。

3 公害の監視・測定

環境基準の達成状況の把握、公害の防止対策の確立等のためには大気汚染、悪臭、騒音、振動及び公共用水域の汚濁等の監視及び測定は不可欠であり、公害行政の基盤をなすものです。

本市では次のとおり公害の監視・測定を行っています（資－環－2）。

大気汚染	大気汚染常時監視	<ul style="list-style-type: none"> ○一般環境大気測定局（7局） <ul style="list-style-type: none"> ・測定項目…二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素（3局）、光化学オキシダント（3局）、微小粒子状物質（3局）、風向・風速等 ・方式…24時間自動測定テレメーター方式 ○自動車排出ガス測定局（1局） <ul style="list-style-type: none"> ・測定項目…二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素、非メタン炭化水素、微小粒子状物質、風向・風速等 ・方式…24時間自動測定テレメーター方式
	大気汚染物質の調査監視	<ul style="list-style-type: none"> ○有害大気汚染物質モニタリング調査（1地点） ○ダイオキシン類の大気環境調査（4地点） ○石綿（アスベスト）濃度調査（3地点） ○降下ばいじん調査（8地点） ○自動車排出ガス調査（12交差点の65地点） ○酸性雨調査（2地点）
	事業所監視	<ul style="list-style-type: none"> ○ばい煙発生施設の立入検査（32事業所） ○ばい煙発生施設の濃度測定（3施設） ○ばい煙量等の濃度測定の報告徴収（180件） ○ダイオキシン類の排出口調査（15事業所）
悪臭	事業所監視	<ul style="list-style-type: none"> ○立入調査（4事業所）
騒音・振動	交通騒音・振動の監視	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車騒音調査…市内幹線道路（8地点） ○自動車騒音面的評価（119区間）
	騒音・振動の監視	<ul style="list-style-type: none"> ○特定建設作業の届出受付指導（418件） ○建設作業の立入検査（39件）
水質汚濁	公共用水域常時監視	<ul style="list-style-type: none"> ○河川環境基準監視 <ul style="list-style-type: none"> …6河川（稲荷川、甲突川、新川、脇田川、永田川、和田川）（15地点；基準点9、補助地点6） ○水質保全目標等調査 <ul style="list-style-type: none"> …5河川（思川、本名川、神之川、下谷口川、八幡川）（5地点） ○一般河川環境調査（12地点） ○鹿児島湾海域調査（水質6地点、底質2地点） ○錫山調査（4地点） ○ダイオキシン類水質・土壌汚染調査（河川水質3地点、河川底質3地点、地下水4地点、土壌6地点）
	事業所監視	<ul style="list-style-type: none"> ○監視対象特定事業場（93事業場）
	化学物質汚染監視	<ul style="list-style-type: none"> ○ゴルフ場排水農薬調査（3ゴルフ場） ○地下水監視（102井戸） ○ダイオキシン類の排水監視（1事業場）

4 公害防止に係る要綱・事前協議

建物の建築や開発行為等による公害の発生を、未然に防止するため、その事業等を事前に指導・審査することが必要であることから、公害未然防止指導要綱を昭和 52 年 6 月 1 日から施行し、対応してきました。

この中で、建築確認申請前の公害防止事前協議申出書については、市長と建築主との間で公害関係法令及び条例に基づく特定施設の設置等の届出指導並びに建築工事上の指摘事項などについて、協議が成立した後に建築主事へ建築確認申請することになっています。

平成 13 年 5 月 1 日には、事務の簡素化を図るため建築確認申請前の公害防止事前協議の対象建築物を一部改正しました。また、建築確認申請前の公害防止事前協議について条例化し、平成 16 年 4 月 1 日からは「鹿児島市環境保全条例」に基づいて行っています。

なお、平成 25 年度の鹿児島市環境保全条例及びその他関係法令等に基づく事前協議は 328 件でした（資－環－3）。

5 環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施前に、事業者自らがその環境への影響を調査・予測・評価することを通じ、環境保全対策を検討するなど環境を保全する上で、その事業をより望ましいものとしていく仕組みです。

この環境影響評価を行う中で地域住民等の意見を聴き、事業者が環境へ及ぼす影響について科学的に検討し、対策を講じることによって、環境汚染を未然に防止し、良好な環境を確保しようとするものです。

国においては、平成9年6月に環境影響評価法を公布し平成11年6月に施行しました。

県では平成12年3月に「鹿児島県環境影響評価条例」を公布し平成12年10月から施行しました。

(1) 対象事業（抜粋）

ア 「第一種事業」（必ず環境影響評価を行わなければならない一定規模以上の事業）

イ 「第二種事業」（第一種事業に準ずる規模を有し、環境影響評価を行うかどうかを個別に判定する事業）

環境影響評価法に基づく対象事業一覧

事業の種類	環境影響評価法	
	第一種事業の要件	第二種事業の要件
1 道路の建設 (1)高速自動車国道 (2)一般国道 (3)大規模林道	すべて 4車線 10km以上 幅員 6.5m以上、20km以上	4車線以上 7.5km～10km 幅員 6.5m以上、15km以上～20km未満
2 ダム又は放水路の新築 (1)ダム、堰 (2)放水路	湛水面積 100ha以上 土地改変面積 100ha以上	湛水面積 75ha～100ha 土地改変面積 75ha～100ha
3 鉄道 (1)新幹線鉄道 (2)普通鉄道	すべて 長さ 10km以上	長さ 7.5km～10km
4 飛行場	滑走路長 2,500m以上	滑走路長 1,875m～2,500m
5 発電所 (1)水力発電所 (2)火力発電所 (3)地熱発電所 (4)原子力発電所 (5)風力発電所	出力 3万kW以上 出力 15万kW以上 出力 1万kW以上 すべて 出力 1万kW以上	出力 22,500kW～3万kW 出力 112,500kW～15万kW 出力 7,500kW～1万kW 出力 7,500kW～1万kW
6 廃棄物最終処分場	面積 30ha以上	面積 25ha～30ha
7 埋め立て、干拓	面積 50ha超	面積 40ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha
10 工業団地造成事業	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha
11 新都市基盤整備事業	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha
13 宅地造成	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha
14 港湾計画	埋立・掘込み面積 300ha以上	

鹿児島県環境影響評価条例に基づく対象事業一覧

事業の種類	鹿児島県環境影響評価条例	
	一般地域	特定地域
1 道路		
(1)一般国道	4車線 6km以上	4車線以上 4km以上
(2)林道	幅員6.5m以上 10km以上	幅員6.5m以上 7km以上
2 ダム、堰		
(1)ダム	貯水面積 40ha以上	貯水面積 30ha以上
(2)堰	湛水面積 40ha以上	湛水面積 30ha以上
(3)湖沼水位調節施設	湖沼開発面積 40ha以上	湖沼開発面積 30ha以上
(4)放水路	土地改変面積 40ha以上	土地改変面積 30ha以上
3 鉄道		
(1)普通鉄道	長さ 5km以上	長さ 3km以上
(2)新設軌道	長さ 5km以上	長さ 3km以上
4 飛行場	滑走路長 1,250m以上	滑走路長 900m以上
5 発電所		
(1)水力発電所	出力 1.5万kW以上	出力 1.1万kW以上
(2)火力発電所	出力 7万kW以上	出力 5.5万kW以上
(3)地熱発電所	出力 0.5万kW以上	出力 0.35万kW以上
6 廃棄物最終処分場	面積 10ha以上	面積 8ha以上
7 埋め立て、干拓	面積 20ha以上	面積 16ha以上
8 土地区画整理事業	面積 40ha以上	面積 30ha以上
9 新住宅市街地開発事業	面積 40ha以上	面積 30ha以上
10 住宅用地造成事業	面積 40ha以上	面積 30ha以上
11 工業団地造成事業	面積 40ha以上	面積 30ha以上
12 流通業務団地造成事業	面積 40ha以上	面積 30ha以上
13 土地改良事業		
(1)農用地造成	面積 40ha以上	面積 30ha以上
(2)農用地改良	面積 200ha以上	面積 150ha以上
14 ゴルフ場	18ホール以上(ホール平均100m以上) 9～17ホール(ホール平均150m以上) 変更：増設9ホール以上	18ホール以上(ホール平均100m以上) 9～17ホール(ホール平均150m以上) 変更：増設6ホール以上
15 養豚場	面積 7,500㎡以上	面積 5,500㎡以上
16 工場及び事業場	最大排出ガス量 200,000㎡/h以上 平均排水量 5,000㎡/日以上	最大排出ガス量 150,000㎡/h以上 平均排水量 3,750㎡/日以上
17 その他土地改変	面積 40ha以上	面積 30ha以上
18 港湾計画	埋立・掘込面積 120ha以上	埋立・掘込面積 90ha以上

(2) 環境影響評価の項目

評価内容	環境の構成要素	項目
環境の自然的構成要素の 良好な状態の保持	大気環境	大気質・騒音・振動・悪臭・その他
	水環境	水質・底質・地下水・その他
	土壌環境 その他の環境	地形・地質・土壌・地盤・その他
生物の多様性の確保及び 自然環境の体系的保全	植物 生態系 動物	
人と自然との豊かなふれあい	景観 ふれあい活動の場	
環境への負荷		廃棄物等 温室効果ガス等

6 公害防止管理者制度

公害事象が複雑多様化している現状に対処し、公害防止の徹底を期するためには各種法令に基づく規制をする一方、事業者側でも公害の未然防止体制の組織化が必要となりました。

このため、昭和46年6月「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定され、製造業等のうち一定規模以上の特定工場において、公害防止管理者等を選任し組織化することが義務づけられました（資-環-4）。

平成13年7月16日から新たに、ダイオキシン類発生施設（廃棄物焼却炉等を除く）を有する特定工場について、「ダイオキシン類関係公害防止管理者」を選任することが義務づけられました。

(1) 法律の概要

公害の発生源となる恐れのある施設を有する特定工場にその施設の公害防止技術を有する公害防止管理者、公害防止主任管理者及び工場の公害防止対策の最高責任者となる公害防止統括者の選任を義務づけたもので、これにより公害防止組織の整備を図り、公害の防止に資することを目的としています。

・公害防止統括者

特定工場における公害防止の必要な業務の統括管理を行う者で、常時使用する従業員数が21人以上の工場において選任します。

・公害防止主任管理者

公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者です。ばい煙発生施設と汚水等排出施設がともに設置されている工場で排出ガス量が4万立方メートル以上であり、かつ排出水量が1万立方メートル以上である場合において選任します。

・公害防止管理者

特定工場の公害防止に関する技術的事項の管理を行う者で、公害発生施設の区分ごとに選任します。

(2) 公害防止管理者等の届け出状況

(平成26年3月末現在)

公害防止統括者		10
公害防止管理者	大気関係	9
	水質関係	8
	騒音関係	0
	振動関係	0
	一般粉じん関係	9
	ダイオキシン類関係	1

7 公害防止資金

公害防止施設の整備には多額の資金を必要とし、中小企業者にとっては大きな負担となります。

国又は地方公共団体は、事業者が行う公害防止施設の整備について、必要な財政上の措置等を講じなければなりません。

(1) 鹿児島市中小企業融資制度

本市では、中小企業者が公害防止施設を設置する場合は、その設備資金を融資し、保証料の一部を補助する制度を設けており、本市の受付窓口は産業支援課となっています。

鹿児島市中小企業融資制度（抜粋）

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

項目	内容
制度の種類	環境配慮促進資金
資金使途	運転資金、設備資金 ・ IS014001 の認証取得に必要な費用 ・ 環境対応車（ハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車）の購入費用 ・ 新エネルギー設備や公害防止施設の設置費用 ・ IS014001、エコアクション 21、KES、市環境管理事業所の認証取得事業所の事業資金
融資限度額	3,000 万円以内
融資期間等	・ 融資期間 運転 7 年以内（1 年据置含） 設備 10 年以内（1 年据置含） ・ 融資利率 年 1.90～2.45% ・ 保証料率 年 0.35～1.90% ・ 保証料補助 5 分の 4 ・ 連帯保証人 原則として法人代表者以外は不要

（備考）詳細は産業支援課にお問い合わせください。

(2) その他の融資制度

国及び県が行う公害防止施設整備のための融資制度についての相談も行っています。

8 環境保全活動及び思想の普及

安全で快適な環境づくりを進めるためには、市民の理解と協力が必要です。そのため、環境月間等あらゆる機会を通じて環境保全の啓発活動に努めるとともに、環境に配慮した行動を身につけてもらうための施策を展開しています。

(1) 学校版環境 I S O 認定事業

本市独自の学校版環境 I S O 認定制度に基づき、環境保全や資源の有効利用、環境負荷の低減など、環境にやさしい学校づくりに取り組む学校を認定しています。

ア 学校版環境 I S O 認定制度

学校において児童・生徒と先生が一緒になって環境にやさしい学校づくりについて考え行動するために、「国際規格 IS014001」の考え方である「PDCA サイクル」を取り入れた仕組みで、平成 17 年度に創設し、平成 18 年度から認定しています。

イ 認定基準

- ・環境にやさしい学校づくりに向けた環境方針、環境目標、環境行動計画を定めていること。
- ・環境にやさしい学校づくりに向けた取り組み体制が整っていること。
- ・環境行動計画に基づく行動を記録し、保管していること。
- ・環境目標及び環境行動計画の達成状況を把握し、その見直しを行っていること。

ウ 認定

平成 18 年度の認定校 (25 校)

(平成 24 年度更新：2 回目)

宇宿小 原良小 明和小 犬迫小 西田小 清和小 東桜島小 小山田小 西陵小 桜丘西小 中山小 田上小 大龍小 吉野東小 春山小 草牟田小 中名小 山下小 牟礼岡小 長田中 紫原中 甲南中 天保山中 黒神中 坂元中
--

平成 19 年度の認定校 (29 校)

(平成 25 年度更新：2 回目)

坂元小 中郡小 荒田小 西伊敷小 谷山小 大明丘小 松元小 鴨池小 武岡小 中洲小 八幡小 西谷山小 向陽小 川上小 城南小 桜丘東小 吉田小 南方小 西紫原小 宮小 平川小 本城小 桜丘中 武中 城西中 星峯中 南中 谷山中 桜島中
--

平成 20 年度の認定校 (38 校)

(平成 26 年度更新：2 回目)

南小 東谷山小 坂元台小 福平小 東昌小 吉野小 郡山小 武小 本名小 花野小 花尾小 清水小 前之浜小 瀬々串小 黒神小 一倉小 星峯西小 紫原小 伊敷小 皆与志小 生見小 松原小 星峯東小 桜峰小 和田小 名山小 西陵中 鹿児島玉龍中 東桜島中 福平中 吉野中 和田中 緑丘中 吉田北中 清水中 東谷山中 皇徳寺中 伊敷中

平成 21 年度の認定校 (25 校)

(平成 24 年度更新：1 回目)

宮川小	石谷小	玉江小	皇徳寺小	喜入小	広木小	伊敷台小	錦江台小
武岡台小	錫山小	桜洲小	河頭中	伊敷台中	吉野東中	吉田南中	郡山中
西紫原中	松元中	武岡中	明和中	喜入中	鴨池中	谷山北中	甲東中
錫山中							

(2) 環境管理事業所認定事業

事業所への環境管理の導入を促進するため、環境管理を適正に実施している事業所を環境管理事業所として認定し、事業所名等を公表するとともに、優遇措置を設けています。

平成 25 年度末現在、464 事業所を環境管理事業所として認定しています。

(3) 「国際生物多様性の日」

1992 年（平成 4 年）の 5 月 22 日に生物多様性条約が採択されたことにちなみ、「国際生物多様性の日」となっています。この日を契機として、様々な主体と一体となって、生物多様性について考える機会やその恵みにふれる体験講座などを市内各地で集中的に実施し、「生物多様性」の意味や重要性の理解を深め、活動の気運を高めます。

(4) 「環境の日」及び「環境月間」

1972 年（昭和 47 年）6 月 5 日から 2 週間スウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議で、人類とその子孫のため人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標として、その実現の意思を表明するため「人間環境宣言」が採択されました。

国においては、環境庁の主唱により、昭和 48 年度から平成 2 年度までは、6 月 5 日を初日とする一週間を「環境週間」とし、平成 3 年度からは、従来の一週間を拡大して 6 月の 1 か月を「環境月間」として設定しました。

また、平成 5 年 11 月に制定された「環境基本法」では、6 月 5 日を「環境の日」と定め、その趣旨を踏まえて各種の催し等を実施することとされており、本市においても環境月間を PR し環境問題に対する意識啓発を図るため、本庁及び各支所へ懸垂幕を掲示しています。

(5) 広報紙等

ア 広報紙「市民のひろば」

- 平成 25 年 6 月号
「市政総合～6月は環境月間～」
 - ・川や海にやさしい生活を始めましょう
 - ・環境管理事業所募集
- 「暮らしのガイド」
 - ・ウミガメの保護
- 平成 25 年 7 月号
「暮らしのガイド」
 - ・アイドリングストップに努めましょう
- 平成 25 年 8 月号
「暮らしのガイド」
 - ・合併処理浄化槽への取替補助
- 平成 25 年 9 月号
「市政総合」
 - ・鹿児島市生物多様性地域戦略素案
- 平成 26 年 1 月号
「暮らしのガイド」
 - ・アイドリングストップに努めましょう
 - ・合併処理浄化槽への取替補助

イ テレビ『ぐっとグッドかごしま (K T S)』

- 平成 25 年 12 月 1 日放送
「できることから始めよう！～12月は地球温暖化防止月間」
 - ・環境管理優良事業所などの取り組み紹介

ウ パンフレット等

- ・鹿児島市生物多様性地域戦略
～豊かな自然かごしま生きものプラン～（概要版）
- ・水辺環境マップ
- ・川の生きものたち
- ・川はともだち
- ・わたしたちのみずかんきょう
- ・石けんのつくりかた
- ・自然遊歩道イラストマップ
- ・環境管理事業所認定制度
- ・鹿児島市学校版環境 I S O の取り組み
- ・浄化槽は正しい管理をしましょう
- ・合併処理浄化槽への転換のお願い